

小災害被害者に対する見舞金給与要綱

(趣 旨)

第1条 県は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用されない災害の被災者の保護を図るため、見舞金を給与するものとし、その給与に関してはこの要綱の定めるところによる。

(見舞金の給与基準)

第2条 この要綱に基づく見舞金は、市町村または2以上の市町村により形成されている集落を単位として同一原因による災害により住家の被害を受けた世帯が10世帯または住家に被害を受けた者が40人以上に達した場合に給与するものとする。

2 前項に定める住家の被害は次のとおりとし、被害の程度の認定は、法による被害の認定基準によるものとする。

- (1) 全壊、全焼または流失により住家が滅失した場合
- (2) 半壊または半焼により住家が著しく損傷した場合

(見舞金の額)

第3条 1世帯当りの見舞金の給与額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号の場合 50,000円
- (2) 前条第2項第2号の場合 20,000円

(被害状況の報告)

第4条 市町村長は、第2条第1項の基準に該当する被害が発生したときは、その状況を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和44年4月1日から適用する。
- 2 小災害り災者に対する見舞金給与要綱（昭和29年8月31日）は、昭和44年3月31日限りで廃止する。

附 則

改正後の要綱第3条の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から適用する。